

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者
選定委員会審査結果報告書

〔 多摩市立市民活動・交流センター
及び
多摩市立多摩ふるさと資料館 〕

令和2年12月8日

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会

審査結果の報告にあたって

本選定委員会は、多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者候補者と多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者候補者の選定を行うために設置されました。令和2年8月27日の第1回委員会および9月16日の第2回委員会で、多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者候補者の審査を行い、すでに9月28日付けで報告書として取りまとめ市に提出しました。

本報告書は、11月11日の第3回委員会、11月24日の第4回委員会そして12月8日の第5回委員会で行った多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者候補者の審査結果について報告するものです。

本選定委員会の7名の委員は「多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱」第1条に規定する「多摩市立複合文化施設等の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行う」という目的を果たすべく、一致協力しながら、公平かつ公正な審査を心がけてきました。

この審査結果が、今後多摩市にて進められる指定管理者候補者の決定、協定書の締結等の手続において、十分に活かされることを期待します。

令和2年12月8日

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会
委員長 浜 田 弘 明

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会審査結果報告書

目次

1. 審議経過について	1
2. 候補者選定について	1
3. 候補者選定審査結果について	2
4. 選定委員会の意見	4

【添付資料】

- 資料1 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会 設置要綱
- 資料2 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料3 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会の審査に関する要領
- 資料4 多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館指定管理者の事前審査合格団体（決定）

1. 審議経過について

回	日時・場所	主な議題
第3回	11月6日(金) 9時～11時30分 本庁舎3階 301会議室	○多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の施設概要について
第4回	11月24日(火) 17時30分～20時45分 本庁舎4階 401会議室 本庁舎3階 特別会議室	○事前審査結果について ○プレゼンテーションによる審査 ○審査に関する意見交換 ○意見修正および意見提出
第5回	12月8日(火) 18時～19時 本庁舎4階 401会議室	○委員会審査結果報告書(案)の確認 ○意見交換 ○委員会審査結果報告書(案)の決定

※第1回、第2回委員会は、多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者候補者の審議のため割愛

2. 候補者選定について

本選定委員会は、多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱(以下「設置要綱」という。)第2条に規定する事前審査合格団体について、設置要綱第1条に定める審査会の事前審査結果報告に基づき決定した添付資料4「指定管理者選定に係る事前審査合格団体(決定)」にて多摩市長から報告を受け、次の2団体を審査の対象としました。

なお、候補者募集に際して市が実施した現地見学(令和2年10月14日～16日)に参加した団体は10社であり、そのうち応募の申請をした団体は2団体であったとの報告を受けました。

団体名称	A
------	---

団体名称	多摩コミュニティパートナーズ	
代表団体	名称	株式会社ギオン
	代表者氏名	代表取締役 祇園 義久
	所在地	神奈川県相模原市中央区南橋本1-5-1
構成団体	名称	株式会社サービスエース
	代表者氏名	代表取締役 沼尻 潤
	所在地	多摩市愛宕四丁目19番地5 SAセンタービル2F

3. 候補者選定審査結果について

(1) 審査結果

審査は、各団体からの提出書類による書類審査、並びに、第4回選定委員会（令和2年1月24日）において実施した各団体からのプレゼンテーション（各20分）及び質疑応答（各20分）により、「審査表」に基づき実施しました。

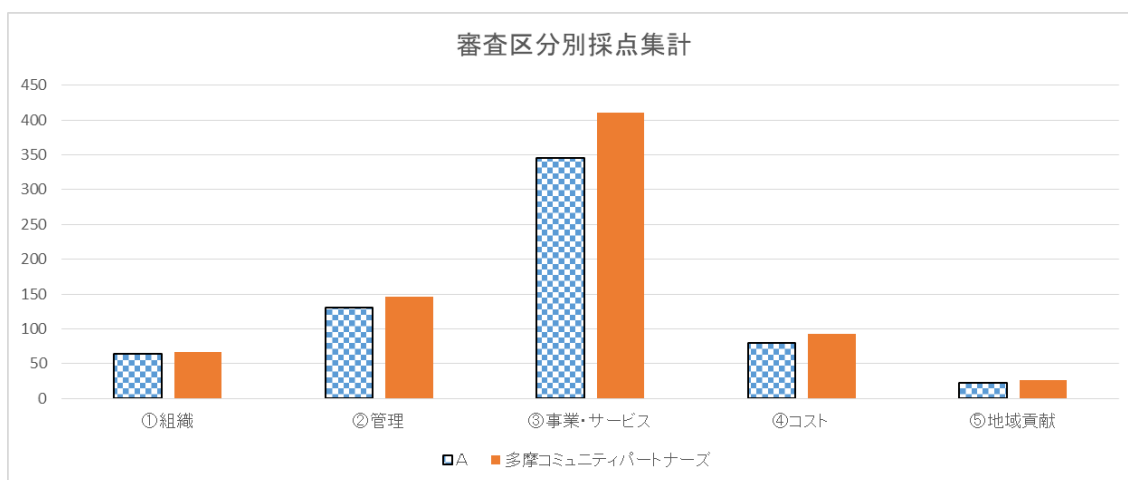
採点の集計結果は以下の通りであり、合計点の高い団体を上位として順位を付しました。

【採点集計結果】

団体名	採点合計	順位
多摩コミュニティパートナーズ	742点	1
A	642点	2

【委員別採点集計】

順位	団体名	採点合計 (1,050点満点)	採点内訳（150点満点）						
			a	b	c	d	e	f	g
1	多摩コミュニティ パートナーズ	742点	103	116	118	104	100	108	93
2	A	642点	90	84	114	91	84	90	89



【多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館 審査表】

	No	選定項目	審査基準	配点	A		多摩コミュニティパートナーズ	
① 組織	1	人員配置・研修体制	施設全体の管理体制を行うための職員体制、勤務ローテーション体制、研修体制が整っているか。	105	20	64	22	67
	2	団体の経営状態	経営基盤が安定しており、良好な経営状態であるか。		23		22	
	3	安定した管理運営を担保する実績	文化施設、スポーツ施設等同種の施設の管理運営業務の実績がどの程度あるか。		21		23	
② 管理	4	施設管理の安全・安定性	日常の施設整備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。	210	21	131	27	146
	5	快適な環境・衛生管理	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理及び省エネルギー対策を行えるか。		22		24	
	6	危機管理	事故・緊急時等の対応が考えられているか。		21		24	
	7	コンプライアンス	労働関係法令、関係法令・条例等遵守や個人情報保護や情報公開等の取り扱いについて積極的な対応を行っているか		22		22	
	8	公平な施設利用	利用者等の特定化など偏りがなく公平な施設利用に配慮しているか。		22		23	
	9	感染症対策や「新しい生活様式」等への対応	新型コロナウイルスなどの感染症対策は、施設管理者として適切か。		23		26	
③ 事業・サービス	10	事業計画	基本方針、管理運営方針、要求水準に沿って、成果指標の達成につながるような内容となっているか。	560	66	345	84	410
	11	交流の促進	団体同士、地域住民との交流の促進につながるような具体的な提案がなされているか。		46		54	
	12	コーディネーターの育成	市民活動を支援するコーディネーター育成につながるような具体的な提案がなされているか。		42		44	
	13	団体の活動に対する支援	活動拠点情報や団体情報の収集・提供方法が、効率的かつ効果的な提案となっているか。		44		44	
	14	施設の有効活用	交流スペース等の設備が有効に活用される提案となっているか。		42		52	
	15	利用者の満足度向上	協議会の開催等、利用者の意見、要望等を集め、サービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか。		46		48	
	16	事業バランス	貸館事業、イベント事業、コーディネート事業、自主事業のバランスは妥当か。		21		26	
17	自主事業の実施	施設の設置目的に沿った自主事業の提案となっているか。	38	58				
④ コスト	18	収支計画の妥当性	収入、支出のバランス等現実的な計画になっているか。	140	40	80	44	93
	19	具体的経費削減策	サービスを低下させずに経費を削減する具体的提案があるか。		21		21	
	20	自主財源の確保	自主財源の確保策が具体的である等、自主事業を含めた費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。		19		28	
⑤ 地域貢献	21	市内業者の活用や自治体との災害協定・ボランティア活動など	市内業者の活用に対し具体的な提案があるか。自治体との災害協定・ボランティア活動等の実績があるか。	35	22	22	26	26
合計				1,050	642		742	

4. 選定委員会の意見

(1) 審査の視点

審査にあたっては、募集要項で示した選定の基準に基づき、各委員がそれぞれの専門分野や立場における知見を活かして審査を行い、組織、管理、事業・サービス内容、コスト等といった様々な観点から意見を述べ、評価区分ごとに採点を行いました。

(2) 意見

今回、指定管理者による管理を行う多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館は、旧北貝取小学校を改修し整備する新たな施設です。

多摩市立市民活動・交流センターは、市民が主体的に行う活動（以下「市民活動」）の場を提供するとともに、市民活動を支援し、及び市民の交流を促進することにより、豊かな地域社会の実現をはかるための施設です。

多摩市立多摩ふるさと資料館は、文化財を保管するとともに、その収蔵展示及び文化財を利用した体験学習、情報発信等を行うことにより、郷土の文化に対する市民の理解を深め、後世に継承するための施設です。

上記2施設の管理運営を行う指定管理者には、事業者が持つノウハウをもとに、適切な施設設備の維持管理を行うだけでなく、市民の主体的な活動を支援していくとともに、多様な交流が生まれるような施設運営を行うことが求められます。

応募された2団体とも、市側が要求する水準を満たしていると認めますが、順位1位と評価した指定管理者候補者団体からは、構成団体それぞれの強みを活かし維持管理に関して効率的・効果的な提案となっていること、また、地域の実情をよく把握し、地域を中心に活動する団体とも連携し、事業に関する具体的な提案がされていることなど、事業者の持つノウハウを活用し、より魅力的な提案がされていました。

本委員会では、提案の具体性や積極性等の面で優れていると判断し、上記「3. 候補者選定審査結果について」のとおり、順位づけを行いました。

なお、要求水準等で求めてはませんが、多摩ふるさと資料館の文化財等とコラボレーションする事業について、今後施設を管理運営していく中でさらに検討し、積極的に実施してもらえるとよりよい運営につながると考えます。

本施設は、多摩市立市民活動・交流センターと多摩市立多摩ふるさと資料館という2つの機能を備える複合施設として新たに整備され、運営ルールの策定など準備段階から指定管理者が市と共に施設運営に取り組むこととなります。そのため、施設の理念に沿った魅力ある運営が図られるよう適切なモニタリングを行うとともに指定管理者制度ならではの柔軟な運用が出来るよう市側のサポート体制が必要だと考えます。その点については、市と指定管理者の両者が十分協議して、今回の提案を最大限活かす形で進めてもらいたいと考えます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく変わる社会の中において、新たに整備される施設であることから、社会の変化に適応した安心・安全な施設運営および体制が求められると考えます。指定管理者候補者団体においては、魅力的な施設の運営を通じて、変わりゆく社会の中においても、多摩市民全体の主体的な活動を支援し、健康で幸せなまちづくりに寄与して頂けることを期待して、本委員会の意見といたします。

添付資料

- 資料 1 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会 設置要綱
- 資料 2 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料 3 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会の審査に関する要領
- 資料 4 多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館指定管理者の事前審査合格団体（決定）

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年多摩市規則第61号）第7条及び多摩市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年多摩市教育委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、多摩市立複合文化施設等の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、第1号に掲げる施設の指定管理者の候補者（以下「指定管理者の候補者」という。）又は第2号若しくは第3号に掲げる施設の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場
- (2) 多摩市立市民活動・交流センター
- (3) 多摩市立多摩ふるさと資料館

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）7人以内をもって構成する。

- (1) 前条各号に掲げる施設の管理運営に関し専門的な知識を有する者 5人以内
- (2) 公募による市民 二人以内（任期）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の候補者の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、指定管理者の候補者又は応募団体と個別に接触をしてはならない。

(委員会の会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

- 2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。
- 3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、公開する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非公開とする。

（審査会の所掌事項）

第10条 審査会は、次に掲げる事項（第2条第2号及び第3号に掲げる施設に係る事項に限る。）を所掌する。

- (1) 委員会の審査方法等に関すること。
- (2) 応募団体の事前審査に関すること。
- (3) 委員会の審査結果に基づく予定候補者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（審査会の構成）

第11条 審査会は、次に掲げる者（以下「審査会委員」という。）をもって構成する。

- (1) くらしと文化部長
- (2) くらしと文化部文化・生涯学習推進課長
- (3) 教育部長
- (4) 教育部文化財担当課長

（会長）

第12条 審査会に会長を置き、くらしと文化部長をもって充てる。

- 2 会長は、審査会を総括する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した審査会委員が、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第13条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 審査会の会議は、会長が主宰する。
- 3 審査会は、審査会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（関係者の出席）

第14条 委員長及び会長は、委員会又は審査会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第15条 委員会及び審査会に関する庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定め、審査会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会の委員である者は、別に辞令を用いなくて、施行日に改正後の第3条の規定により多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会の委員として委嘱されたものとみなす。

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会委員名簿

任期 : 令和 2 年 8 月 2 7 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

※敬称略

	氏名	役職	区分
1	浜田 弘明	委員長	前条各号に掲げる施設の管理運営に関し専門的知識を有する者
2	讃岐 亮	副委員長	
3	小野田 朋恵	委員	
4	山本 佳美	委員	
5	渡辺 弘	委員	
6	高橋 孝治	委員	公募による市民
7	吉田 浩子	委員	

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター
等指定管理者候補者選定審査会の審査に関する要領

令和2年11月6日
くらしと文化部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会 及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱（令和2年多摩市告示第477号。以下「要綱」という。）第2条の指定管理者に応募した団体の審査にあたり、必要な事項について定めるものとする。

(事前審査)

第2条 提出された応募書類については、予め事務局で資格審査を行う。

2 資格審査後に、要綱第1条に定める多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という）において、応募書類に基づき、対象施設の募集要項の選定基準に基づいて定められた審査表を用いて採点を行い、順位付けする。

(事前審査合格団体)

第3条 審査会の会長は、前条の結果に基づき、上位2団体以内を事前審査合格団体として選定する。

(委員会の審査)

第4条 要綱第1条に定める委員会は、前条の規定に基づき選定された事前審査合格団体について、応募書類及びプレゼンテーションに基づき、対象施設の募集要項の選定基準に基づいて定められた審査表を用いて採点及び審査を行い、順位付けする。

多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館指定管理者の
事前審査合格団体（決定）

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会設置要綱（令和2年多摩市告示第477号）に基づき設置された多摩市立市民活動・交流センター等指定管理者候補者選定審査会にて実施した事前審査の結果に基づき、以下の団体を事前審査合格団体として決定する。

団体名称	A
------	---

団体名称	多摩コミュニティパートナーズ	
代表団体	名称	株式会社ギオン
	代表者氏名	代表取締役 祇園 義久
	所在地	神奈川県相模原市中央区南橋本1-5-1
構成団体	名称	株式会社サービスエース
	代表者氏名	代表取締役 沼尻 潤
	所在地	多摩市愛宕四丁目19番地5 SAセンタービル2F